

未払い料金のお支払いについて

株式会社 TOKAI

平素は当社のガス・電気をご利用頂き誠にありがとうございます。

お客さまのご利用料金につきましては、お支払い期限日までにお支払いをお願いします。

〈ガス・電気需給契約について〉

お支払い期限日までにご入金の確認がとれない場合には、お支払い期限日の 3 日後以降に閉栓作業を実施したうえで、お客さまとの需給契約を解約させていただきます。

〈ガス・電気需給約款より抜粋〉

・お客さまのガス・電気料金は、支払期日までに支払っていただきます。

支払期日は、支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

・お客さまがガス・電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合で、当社が需給契約を解約する場合には、当社は、解約日に需給を終了するための処置を行います。

・解約等によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

・需給契約期間中のガス・電気料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

〈都市ガス最終保障供給のご案内〉

当社との需給契約が解約になった際に、他の小売事業者と契約に至らなかった場合、一般ガス導管事業者の最終保障供給もしくは指定旧供給区域等小売供給を申込みし需給契約を締結することで、ガスの供給を受けることができます。

〈電力最終保障供給のご案内〉

当社との需給契約が解約になった際に、他の小売事業者と契約に至らなかった場合、特定小売供給約款により需給契約を締結することで、電気の供給を受けることができます。